

奈良公園観光地域活性化基金

寄附のお願い
～更なる奈良の魅力向上にご協力下さい～

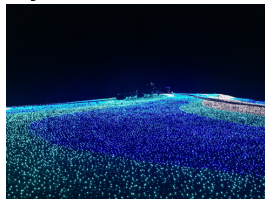


● 寄附金の使い道

下記の「奈良公園観光地域活性化基金助成対象登録事業」のメニューから事業を選択し、ご寄附をお願いします。

事業番号1 しあわせ回廊～なら瑠璃絵

- しあわせ回廊なら瑠璃絵実行委員会
- 毎年2月8日～14日
- 奈良を代表する春日大社、興福寺、東大寺の三社寺を幻想的な光の道でつなぎ、美しい瑠璃絵の世界に皆様を誘います。



URL:<http://rurie.jp/>

事業番号2 なら燈花会

- 特定非営利活動法人なら燈花会の会
- 毎年8月5日～14日
- 奈良公園一帯で行われる、奈良の夏の風物詩。ろうそくを用いたあかりのイベントです。



URL:<http://www.toukae.jp/>

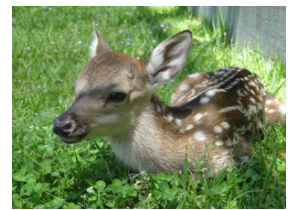
事業番号3 若草山焼き行事

- 若草山焼き行事実行委員会
- 毎年1月第4土曜日
- 若草山全体が炎に包まれる古都奈良に早春を告げる伝統行事です。県下最大級の大花火も打ち上げます。



事業番号4 天然記念物「奈良のシカ」の保護育成

- 一般財団法人 奈良の鹿愛護会
- 国の天然記念物でもある奈良公園の鹿の保護育成と保護思想の普及を図っています。また、「鹿の角きり」「鹿寄せ」等の伝統行事も行っています。



URL:<http://naradeer.com/>

事業番号5 興福寺中金堂 平成再建事業

- 法相宗大本山 興福寺
- 平成10年～平成30年
(落慶予定)
- 創建1300年を記念して行われている第1期整備計画の一環として、天平時代の創建当初の中金堂伽藍を復元する事業です。



URL:<http://www.kohfukuji.com/>

事業番号6 特別天然記念物「春日山原始林」の保全再生

- 春日山原始林を未来へつなぐ会
- 特別天然記念物であり、貴重な照葉樹林で世界遺産「古都奈良の文化財」の構成資産である春日山原始林を未来世代へ守り育むことに寄与することを目的とした事業です。



■ お問い合わせ先

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局奈良公園室誘客促進対策係 T E L: 0742-27-8677 F A X: 0742-22-7832
E-mail: nara-park@office.pref.nara.lg.jp U R L: <http://www.pref.nara.jp/item/109485.htm#moduleid55858>
(奈良県→奈良公園観光地域活性化基金について)

● 寄附の手順

① 納付書を入手してください

納付書は、右記の施設に置いてあります。また、奈良県庁奈良公園室や各事業主体へ請求していただければお送りします。

② 納付書への記入方法

入手した納付書の表紙の記入の順序に従って、必要事項を記入してください。
 ※寄附者のお名前等の情報を事業主体へ提供することにご同意して頂いた方へは、寄附金額に応じて事業主体からお礼をさせていただきます。
 ※寄附金額は、事業によって1口の額が異なりますので、ご注意ください。

③ 納付場所

必要事項を記入した納付書を「指定金融機関」へ持参し、納付書に記入した寄附金額を納付してください。(手数料等は必要ありません。)
 ※寄付金の一部(5%)は、基金制度の推進のために活用させていただきます。

～納付書が置いてある主な施設～

- 奈良県庁奈良公園室
- 奈良公園事務所
- 奈良県新公会堂
- 県立図書館情報館
- 奈良市観光協会
- 橿原文化会館
- 県立美術館
- 県立民俗博物館
- 奈良県東京事務所（東京）
- 奈良まほろば館（東京）

～各事業の1口あたりの寄附額～

①～しあわせ回廊～なら瑠璃絵	1口	10,000円
②なら燈花会	1口	1,000円
③若草山焼き行事	1口	10,000円
④天然記念物「奈良のシカ」の保護育成	1口	10,000円
⑤興福寺中金堂 平成再建事業	1口	2,000円
⑥特別天然記念物「春日山原始林」の保全再生	1口	10,000円

～個人情報の取り扱いについて～

寄附に係る個人情報は、適正に管理し、奈良公園観光地域活性化基金に関する事務以外には使用しません。

● 寄附者のメリット

○ 個人

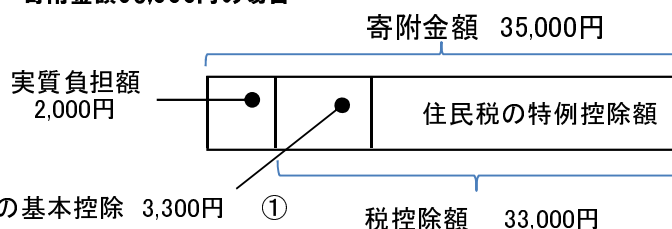
所得税・・・[寄附金-2,000円]×所得税の控除率
 住民税・・・住民税の控除額=①+②

- ① [寄附金-2,000円]×10%・・・(住民税の基本控除額)
 ② [寄附金-2,000円]×(90%-所得税率)・・・[住民税の特例控除額]
 ※②の額は、住民税所得割の10%が限度

相続税・・・寄附金の全額を課税対象から控除できます。住民税の基本控除 3,300円

※寄附金額が2,000円以下の場合は軽減されません。

例) 給与収入で年収700万円 配偶者あり子供2人の納税者
 所得税率10%、個人住民税・所得割額300,000円
 寄附金額35,000円の場合



○ 企業

法人税・・・寄附金の全額を損金算入として取り扱うことができます。

地方税・・・法人税の取扱いが反映します。
 (法人住民税・総所得金額等の40%が限度)

- ・個人住民税の税額控除を受けるには、税務署への所得税の確定申告が必要です。(確定申告の義務がない方は、市町村への住民税申告により適用を受けることもできます。)
- ・1月1日から12月31日までに行った寄附について、領収書や払込控え等を確定申告書等に添付し、翌年の3月15日までに最寄りの税務署に確定申告をしてください。

所得税の確定申告は、国税庁HPの「確定申告書作成コーナー」が便利です。

① 国税庁HPの検索



② 確定申告書作成コーナーへ

※画面の案内に従い金額等を入力すると税額などが自動計算されます。